

## 2月定例連絡委員幹事会

と き 令和4年2月1日(火) 午後3時～

ところ 市役所 7階 第1委員会室

1 市民憲章唱和

2 あいさつ

3 議題

15:00 (1) 令和4年度広報へきなん配布日程について(経営企画課)・・・・・・・・P1(資料1)

15:00 (2) 燃やすことのできるごみ袋及びごみカレンダーの配布について(依頼)(環境課)・・・・・・・・P2～6(資料2)

(3) 令和3年度地域振興事業補助金実績報告書の提出について(依頼)(地域協働課)・・・・・・・・P7～10(資料3)

4 報告事項

5 その他

(1) 3月定例連絡委員幹事会について

(地域協働課)

# 碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな毎日をおくります。

1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を築きます。

1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな社会をつくれます。

1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいじにし、美しい郷土をつくれます。

1. 清らかな文化の町に

若い力を育て、文化と教養のまちをつくれます。

連絡先 経営企画課広報戦略係  
 担当 伊藤  
 電話 95-9867

令和4年2月1日

碧南市連絡委員各位

総務部経営企画課

課長 杉 浦 英 樹

令和4年度広報へきなん配布日程について

日頃は、碧南市政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和4年度の広報へきなんの連絡委員の皆様への配布日につきまして、下記とおりといたしますので、ご協力をお願いいたします。

記

広報へきなん	連絡委員配布日
令和4年 4月号	令和4年 3月25日(金) ※4月全体会でのお知らせと同日程
5月号	4月25日(月)
6月号	5月27日(金)
7月号	6月24日(金)
8月号	7月25日(月)
9月号	8月25日(木)
10月号	9月26日(月)
11月号	10月27日(木)
12月号	11月25日(金)
令和5年 1月号	12月26日(月)
2月号	令和5年 1月27日(金)
3月号	2月24日(金)
4月号	3月27日(月)

※4月全体会でお知らせしました令和4年4月15日号(4月8日発送)は、  
 月1回発行への変更に伴い、なくなりました。

連絡先	環境課ごみ減量係
担当	金原 茂雄
電話	95-9899(直通)

令和4年2月1日

碧南市連絡委員各位

碧南市経済環境部環境課  
課長 中嶋 忠彦

燃やすことのできるごみ袋及びごみカレンダーの配布について（依頼）

令和4年4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで使用する碧南市指定の燃やすことのできるごみ袋及びごみカレンダーを配布していただきたいのでよろしくお願ひします。

#### 記

#### 1 配布枚数

1世帯につき100枚

#### 2 配布時期・配送先

3月7日(月)～3月11日(金)の間。別紙「ごみ袋配送表」のとおり。連絡委員各位のご自宅を予定しております。なお、前年度区民館等への配送希望があった町内会には、そちらへの配送を計画しています。

#### 3 配送

1月の連絡委員幹事会にて依頼し、報告いただいた「町内会加入世帯リスト」に基づき、配送表の中の「実世帯数」を算出しました。報告いただいた「町内会加入世帯リスト」のとおり配布をお願いします。

※裏面もご確認下さい。

#### 4 その他

- (1) 配布枚数、配布日程、配布先等の訂正がある場合は令和4年2月10日(木)までに環境課までご連絡ください。日程の変更については上記配布時期(3月7日(月)～3月11日(金))内をお願いします。
- (2) 令和4年2月12日(土)～令和4年2月28日(月)の間に町内会への新規入会または脱会等により、配布枚数に増減があった場合は、お手数ですが環境課ごみ減量係までご連絡ください。個別で対応いたします。
- (3) 令和4年3月1日(火)以降に転入される方につきましては、環境課窓口にて対応いたしますので、町内会から環境課へご連絡いただく必要はございません。
- (4) ごみ袋は、予備として3世帯分増やしています。

#### 5 問合せ先

環境課ごみ減量係 TEL : 95-9899(直通)  
FAX : 48-2940  
E-mail : kankyoka@city.hekinan.lg.jp

※表面もご確認ください。

## 回覧

令和4年3月1日

環境課ごみ減量係

町内会会員 各位

碧南市長 瀬 亘 田 政 信

燃やすことのできるごみ袋及びごみカレンダーの配布について（お知らせ）

令和4年4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで使用する1年分の碧南市指定の燃やすことのできるごみ袋（1世帯につき100枚）及びごみカレンダーをお配りします。

なお、3月上旬に各町内会にごみ袋を発送します。その後、町内会より町内会会員へ配布されますので、お受け取り下さい。

以下の世帯は追加配布を受けられます。該当の方は令和4年4月1日以降に環境課で申請してください。

1 6人以上の世帯人員の世帯（年度で1回）

※6人世帯は10枚（45リットル）、1人増えるごとに10枚加算。

2 要介護認定の介護度1～5、又は身体障害者手帳1級に該当し、在宅で寝たきりや認知症の方などを介護しており、オムツを使用するため燃やすことのできるごみを多量に排出する世帯（年度で1回）

※申請が4～5月の場合は90枚（30リットル）、以降は時期により決まった枚数。

連絡先 碧南市役所環境課ごみ減量係 95-9899(直通)



令和4年度

# ごみカレンダー

●裏面もご覧ください。

**燃やすことのできるごみ**  
当日の朝8時30分までに出してください。

生ごみ(料理くず、残飯等)、ビニール、ラップ、ゴム、再生のきかない紙くずや布くず  
革製品(くつ、かばん、ベルト等)、小枝、草、紙おむつなど

**毎週月・木曜日**  
市北部地域

相生町、旭町、浅間町、油漕町、荒居町、荒子町、井口町、池下町、楯出町、大久手町、大坪町、奥沢町、長田町、尾城町、幡田町、金山町、神有町、上町、神田町、雁道町、北浦町、北町、久香町、源氏神明町、向陽町、湖西町、幸町、坂口町、笹山町、三度山町、島池町、清水町、照光町、白沢町、白砂町、城山町、新川町、新道町、末広町、洲先町、住吉町、千福町、宝町、竹原町、田尻町、立山町、鶴見町、天神町、道場山町、鳥追町、中後町、中山町、縄手町、西山町、二本木町、野錢町、浜尾町、半崎町、栗山町、平山町、広見町、吹上町、福清水町、札木町、踏分町、古川町、平和町、堀方町、松江町、松原町、丸山町、見合町、緑町、宮後町、桃山町、屋敷町、山神町、山下町、用久町、六軒町、若水町、鷲塚町、鷲林町

**毎週火・金曜日**  
市南部地域

雨池町、石橋町、伊勢町、稲荷町、入船町、江口町、大堤町、大浜上町、音羽町、春日町、霞浦町、亀穴町、河方町、川口町、川端町、栗山町、源氏町、鴻島町、小屋下町、権現町、権田町、栄町、作塚町、沢渡町、三角町、三間町、汐田町、塩浜町、潮見町、志貴崎町、志貴町、下洲町、善明町、棚尾本町、築山町、天王町、中江町、中田町、中町、中松町、錦町、西浜町、日進町、野田町、羽根町、浜田町、浜寺町、東浦町、伏見町、舟江町、平七町、本郷町、前浜町、松本町、岬町、港本町、三宅町、室町、矢縄町、弥生町、養生町、流作町、若松町、若宮町

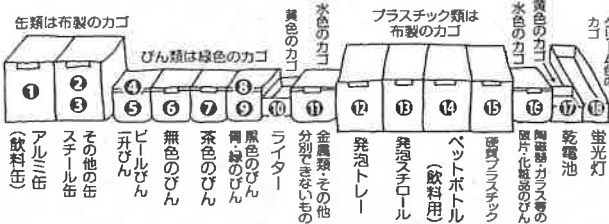
1月2日(月)・1月3日(火)は  
収集いたしません。

●袋の口は持ち手でしっかりしばってください。口閉じにガムテープやひもを使用しないでください。●ごみの集積にご協力をお願いします。  
●碧南市指定の収集袋で決められた道路に出しましょう。●草、枯れ葉などのごみは、木曜日また金曜日での排出にご協力をお願いします。

## 資源となるごみ・埋立てごみ・特別ごみ 朝6時30分から8時30分の間に出してください。

	4年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月	2月	3月	4月
新川(東部)地区 千福、浜尾、東山、西山	4(金) 18(金)	1(金) 15(金)	6(金) 20(金)	3(金) 17(金)	1(金) 15(金)	5(金) 19(金)	2(金) 16(金)	7(金) 21(金)	4(金) 18(金)	2(金) 16(金)	6(金) 20(金)	3(金) 17(金)	3(金) 17(金)	7(金) 21(金)
新川(西部)地区 久香、田尻、西松江、東松江、鶴ヶ崎	1(火) 15(火)	5(火) 19(火)	3(火) 17(火)	7(火) 21(火)	5(火) 19(火)	2(火) 16(火)	6(火) 20(火)	4(火) 18(火)	1(火) 15(火)	6(火) 20(火)	17(火)	7(火) 21(火)	7(火) 21(火)	4(火) 18(火)
中央(東部)地区 道場山、中山	11(金) 25(金)	8(金) 22(金)	13(金) 27(金)	10(金) 24(金)	8(金) 22(金)	12(金) 26(金)	9(金) 23(金)	14(金) 28(金)	11(金) 25(金)	9(金) 23(金)	13(金) 27(金)	10(金) 24(金)	10(金) 24(金)	14(金) 28(金)
中央(西部)地区 天王	9(水) 23(水)	13(水) 27(水)	11(水) 25(水)	8(水) 22(水)	13(水) 27(水)	10(水) 24(水)	14(水) 28(水)	12(水) 26(水)	9(水) 23(水)	14(水) 28(水)	11(水) 25(水)	8(水) 22(水)	8(水) 22(水)	12(水) 26(水)
大浜(北部)地区 大浜上、大浜中	10(木) 24(木)	14(木) 28(木)	12(木) 26(木)	9(木) 23(木)	14(木) 28(木)	11(木) 25(木)	8(木) 22(木)	13(木) 27(木)	10(木) 24(木)	8(木) 22(木)	12(木) 26(木)	9(木) 23(木)	9(木) 23(木)	13(木) 27(木)
旭(南部)地区 伏見屋区、平七区、家下、砂子、流作町、全域	3(木) 17(木)	7(木) 21(木)	5(木) 19(木)	2(木) 16(木)	7(木) 21(木)	4(木) 18(木)	1(木) 15(木)	6(木) 20(木)	3(木) 17(木)	1(木) 15(木)	5(木) 19(木)	2(木) 16(木)	2(木) 16(木)	6(木) 20(木)
旭(北部)地区 鷲塚、鷲林、旭、西部、神有、天神、鷲塚住宅	8(火) 22(火)	12(火) 26(火)	10(火) 24(火)	14(火) 28(火)	12(火) 26(火)	9(火) 23(火)	13(火) 27(火)	11(火) 25(火)	8(火) 22(火)	13(火) 27(火)	10(火) 24(火)	14(火) 28(火)	14(火) 28(火)	11(火) 25(火)
西端地区 全域	2(水) 16(水)	6(水) 20(水)	4(水) 18(水)	1(水) 15(水)	6(水) 20(水)	3(水) 17(水)	7(水) 21(水)	5(水) 19(水)	2(水) 16(水)	7(水) 21(水)	4(水) 18(水)	1(水) 15(水)	1(水) 15(水)	5(水) 19(水)

町内会のステーションに出してください。  
ステーションでは右の図のようにカゴが並んでいます。



- 紙類・布類は、雨天は収集できません。
- 紙類は種類別にひもでしばってください。
- 布類は袋に入れるかひもでしばってください。

- 18 新聞紙(折込チラシ)、段ボール、紙パック、その他(雑誌含む)
- 19 布類

## 粗大ごみ 電化製品、寝具類、家具類、自転車、その他 朝6時30分から8時30分の間に出してください。

	4年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月	2月	3月	4月
中央地区(中部公民館)、旭(南部)地区(日進公民館)	2(水) 6(水)	6(水) 10(水)	4(水) 8(水)	1(水) 5(水)	6(水) 10(水)	3(水) 7(水)	7(水) 11(水)	5(水) 9(水)	2(水) 6(水)	7(水) 11(水)	4(水) 8(水)	1(水) 5(水)	1(水) 5(水)	5(水) 9(水)
新川地区(新川公民館)、棚尾地区(ものづくりセンター)	9(水) 13(水)	13(水) 17(水)	11(水) 15(水)	8(水) 12(水)	13(水) 17(水)	10(水) 14(水)	14(水) 18(水)	12(水) 16(水)	9(水) 13(水)	14(水) 18(水)	11(水) 15(水)	8(水) 12(水)	8(水) 12(水)	12(水) 16(水)
大浜地区(大浜公民館)(南部市民プラザ西)	16(水) 20(水)	20(水) 24(水)	18(水) 22(水)	15(水) 19(水)	20(水) 24(水)	17(水) 21(水)	21(水) 25(水)	19(水) 23(水)	16(水) 20(水)	21(水) 25(水)	18(水) 22(水)	15(水) 19(水)	15(水) 19(水)	19(水) 23(水)
旭(北部)地区(鷲塚公民館)、西端地区(油ヶ窪公園駐車場)	23(水) 27(水)	27(水) 31(水)	25(水) 29(水)	22(水) 26(水)	27(水) 31(水)	24(水) 28(水)	28(水) 32(水)	26(水) 30(水)	23(水) 27(水)	28(水) 32(水)	25(水) 29(水)	22(水) 26(水)	22(水) 26(水)	26(水) 30(水)

●ステーションでは種類別に分けて出してください。●スプリング入りマットレスは解体してあれば受け付けします。●ふとん類は雨天は回収できません。

## クリーンセンター衣浦 年末年始を除く、月から金曜日の朝8時30分から11時30分 及び 13時00分から16時30分の受付

一時的に多量にでる家庭ごみ(引越し、庭木剪定、草刈等のごみ)、事業系ごみ(会社や商店、飲食店からでる一般廃棄物)は、クリーンセンター衣浦に持ち込むか、一般廃棄物処理業の許可業者に処理を依頼してください。なお、暴風警報の発令や火災などの事故があった場合は受付を休止します。

### 受入れ方法



- 2トン以下の自動車(ロングワイドボディ車は除く。自動二輪車、自転車、徒歩は不可)で持ち込んでください。
- 家庭ごみを持ち込む場合は、100kgまで無料、100kgを超えた部分は10kgにつき50円の使用料が必要になります。
- 可燃ごみに、マッチやライター、スプレー缶、ガスボンベ、リチウムイオン電池を含む小型家電などの火災の原因になるものを混入させないでください(搬入する場合は係員の指示に従ってください)。

◎次のものは市及びクリーンセンター衣浦では受け付けできません。

産業廃棄物、分別していないごみ、プロパンガスボンベ、バッテリー、揮発油・軽油・灯油・重油等の石油製品、油又は塗料の入っている缶、消火器、劇薬、農薬、農機具、オートバイ、テレビ、洗濯機、乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、タイヤ、ボウリングの球、耐火金庫等

★クリーンセンター衣浦 ごみの特別搬入受付 5月29日、7月17日、9月18日、11月20日、12月29日、1月15日、3月19日 受付時間は朝6時30分から11時30分。※12月29日は13時から16時30分も受け付けします。



# 台風時におけるごみ収集について ※大雪による積雪の場合も同様



## 燃やすことのできるごみ (市指定袋) 収集

### ●暴風警報が発令された場合

- 台風接近時のごみ出しは危険です。また、ごみの飛散にもなるため、できる限りごみ出しは控えてください。
- ごみ収集は、暴風警報発令中でも作業の安全確認をしながら収集をします。ただし、風雨の状況により、やむを得ず中止する場合があります。

### ●ごみ出しにおけるお願い

- 中止の場合は、代替収集日はもうけません。出されたごみ袋はできる限り引き下げ、次回の収集日に出してください。
- 台風時のごみ収集および中止時の次回ごみ収集では、収集時間が普段とは異なることがありますので、朝8時30分までのごみ出しにご協力をお願いします。

## 資源ごみステーション・粗大ごみステーション

### ●暴風警報が発令された場合

- 当日の午前6時において、またはそれ以降の開設中に暴風警報が発令された場合は中止します。実施時間中に警報が解除されても、当日は開設しません。
- 前日の午後4時において、当日のステーション開設時間帯に暴風警報の発令が予測される場合は中止します。
- 前日に暴風警報が発令されるなどして、資源ごみステーション設営資材の配布ができない場合は中止します。

### ●代替日について

**資源ごみステーション** 代替日は設けません。(次回、実施される資源ごみステーションかクリーンセンター衣浦をご利用ください。)

**粗大ごみステーション** 代替日は設けません。(別日に実施される近隣地区の粗大ごみステーションかクリーンセンター衣浦をご利用ください。)

### ●埋立てごみの排出方法について 下記の説明は、家庭から出た埋立てごみを対象にしています。事業系のごみ、産業廃棄物は扱いません。

- 1 埋立てごみの排出場所…………… 資源ごみステーションに持ち込んでください。(「⑩陶磁器・ガラス等の破片・化粧品等のびん」のカゴに出してください。)
- 2 排出できる埋立てごみの量… 資源ごみステーションで出すことができる埋立てごみは、一斗缶で3杯までです。それ以上の多量の埋立てごみは受け取りません。廃棄物処理業者等に依頼してください。
- 3 埋立てごみの種類…………… (1)陶磁器・ガラス等の破片 (2)レンガ・瓦の砕いたもの(こぶし大の大きさにしてください。)  
(3)ブロック・コンクリート・石の砕いたもの(こぶし大の大きさにしてください。) (4)園芸等の不要となった土砂  
(5)日曜大工に伴う壁土等 (6)その他

### スプレー缶(エアゾール缶)の排出に伴う注意事項

- 中身を使い切ってください。
- 火気のない屋外など風通しがよい場所で穴開けをしてください。
- 自宅穴を開けられない方は資源ごみステーションで開けられます。

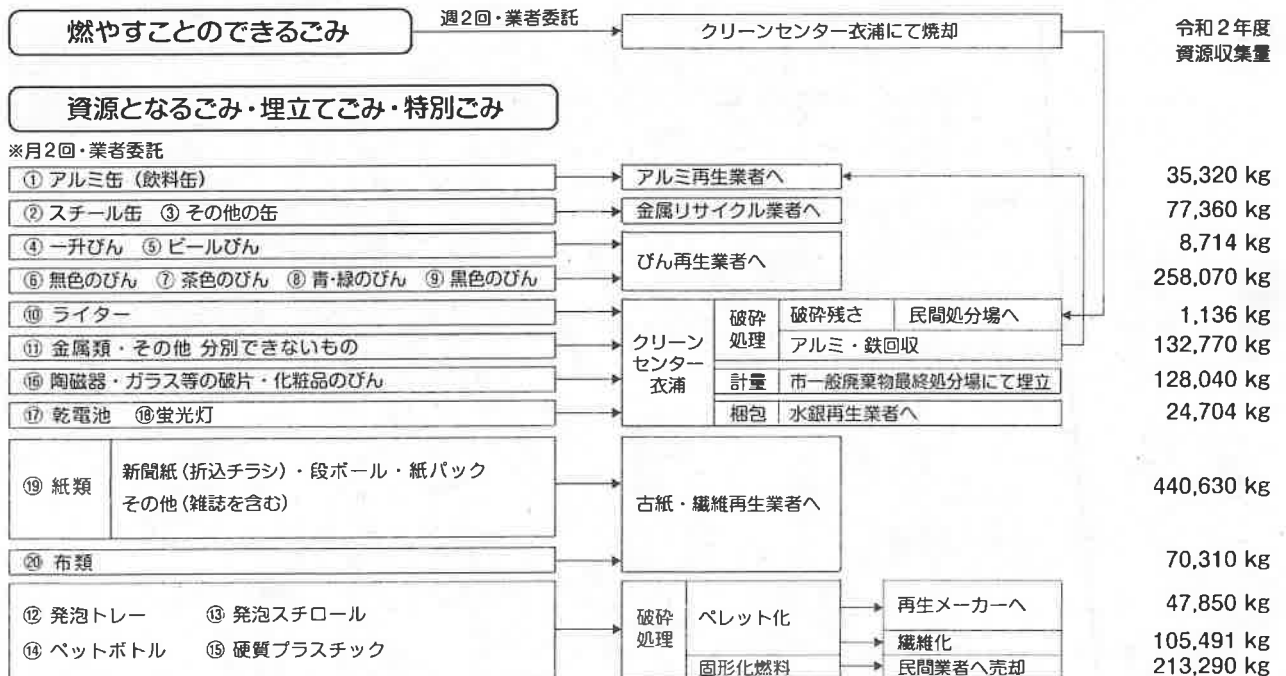
### ●なぜごみの分別をしているのか

ごみをごみとして捨てるのではなく、まだ使えるものを分別することによって、限りある資源を有効に使い、また、ごみそのものを減らすことにより、焼却場や埋立地を少しでも長く使えるようにするためです。ごみの処理施設をつくるためには、多額のお金が必要となるうえ、場所もなかなか見つからないという問題もあります。このような理由から、ごみ減量・リサイクルを推進するために、ごみの分別をお願いしています。



### 【分別収集処理体系図】

★資源売却代は年間 9,513,304円(税込)





連絡先	地域協働課地域協働係
担当	齋藤・加藤
電話	95-9872 (直通)

令和4年2月1日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 中根雄介

令和3年度地域振興事業補助金実績報告書の提出について（依頼）  
余寒の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。  
平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、みだしの助成事業の完了にあたり実績報告書の提出が必要となりますので、下記  
のとおりお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業報告書

2 提出期限

令和4年3月31日（木）まで

3 提出先

碧南市役所地域協働課地域協働係

4 その他

- (1) 提出書類の記入にあたり、別紙「記入事項」「記載例」をご参考ください。
- (2) 収支決算書、事業報告書は碧南市ホームページ内地域協働課からダウンロードできます。

記 載 例

様式第5号（第10条関係）

補助事業実績報告書

令和4年3月31日

碧南市長 禰 宜 田 政 信 殿

令和3年度の区長・町内会長の住所・氏名をご記入の上、押印をお願いします。（私印、または区長の印）

地区名 ○○○○

代表者住所 碧南市

職名・氏名

印

令和3年4月1日付け2碧地第1号の○で補助金の交付決定を受けた補助事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名 ○○○○町内会（区）における地域振興事業
- 2 施行期間 着手 令和 3年4月 1日  
完了 令和 4年3月31日
- 3 実施状況 完了
- 4 添付書類  
(1) 令和3年度地域振興事業収支決算書  
(2) 令和3年度事業報告書

**記 載 例**

令和3年度地域振興事業収支決算書

収入の部

《町内会等名》

項 目	収 入 決 算 額
地域振興事業補助金	950,000円

●地域振興事業補助金充当額●  
今年度の始めに交付された「地域振興事業補助金」を、「1. 生活環境の清潔、美観の維持等に関する事業」～「5. その他の事業」までの項目の中で、実際に支出した項目別に分けて記入してください。

●区費等よりの充当額●  
「地域振興事業補助金」以外に、当該事業に区費等から支出した額を記入してください。

●事業決算額●  
「地域振興事業補助金充当額」と「区費等よりの充当額」の合計になります。

支出の部

項 目	地域振興事業補助金充当額	区費等よりの充当額	事業決算額
1. 生活環境の清潔、美観の維持等に関する事業	200,000円 下記ア～イの計	50,000円 下記サ～シの計	250,000円 下記ナ～ニの計
①側溝等清掃事業	ア 100,000	サ 50,000	ナ 150,000
②資源ゴミリサイクル事業	イ 100,000	シ 0	ニ 100,000
2. 社会福祉の増進、健康管理に関する事業	500,000円 下記ウの計	100,000円 下記スの計	600,000円 下記ヌの計
①敬老会事業	ウ 500,000	ス 100,000	ヌ 600,000
3. 生活の安全確保の推進に関する事業	100,000円 下記エ～オの計	0円 下記セ～ソの計	100,000円 下記ネ～ノの計
①交通安全街頭指導事業	エ 0	セ 0	ネ 0
②防火、防犯巡視事業	オ 100,000	ソ 0	ノ 100,000
4. 地域の健全な発展に関する事業	100,000円 下記カ～クの計	200,000円 下記タ～ツの計	300,000円 下記ハ～フの計
①新春文化展等文化事業	カ 50,000	タ 100,000	ハ 150,000
②運動会等体育事業	キ 50,000	チ 100,000	ヒ 150,000
③	ク 0	ツ 0	フ 0
5. その他の事業	50,000円 下記ケ～コの計	0円 下記テ～トの計	50,000円 下記ヘ～ホの計
①.....	ケ 50,000	テ 0	ヘ 50,000
②	コ 0	ト 0	ホ 0
1～5の総合計金額	950,000円	350,000円	1,300,000円

※金額が一致すること

**記 載 例**

令和3年度事業報告書

《町内会等名》

月	事 業 内 容	対 象 者
4 月	地区一斉清掃、	青少年、役員、
	防災訓練、地区スポーツ大会	区民全員
	区民館設備点検	役員
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		

※令和3年4月に市に提出した事業計画書を元に、月ごとの事業と対象者を記入してください。  
 (神社等の宗教関係の行事や盆踊りは除いてください。)